

雇ニシテ形或上ノ自己退職ノ如ク措置ハ本年三月洋モス電カ工場ノ爭議解決ノ
 覺書ニ次スルモノナリトノ理由ノ下ニ工場長ニ交渉セシメントシタルガ會社側
 ハ不在ト稱シテ面會ヲ拒絕シ一方前記女工等ニ對シテハ寄宿舎ノ逗留ハ迷惑不
 馴旨強硬ニ申告セルヨリ女工等ハ組合員ノ來場迄ハ退去セスト主張シタルガ交
 渉ノ状況前述ノ通りナルヨリ十四日午後一時頃一同退職帰園セリ尚本件ニ關シ
 テハ一般従業員ハ平穩ニシテ會社側亦懇切ニ解雇者ヲ出サシムル模様ナルヨリ
 表面変化ナシ

二十五日午後七時五十分頃住所公名不詳年分二十一ニ才位外ニ名ノ職工凡ノ男全
 工場裏側構ヲ乘リ越ヘ女工寄宿舎ニ全場浮モス木リマ分會名ハリ別添(内相肉
 下ニシ)ニ種類ノ不徳印刷物約三百枚ヲ投入逃走セルモノアリ引續キ内便所長
 中
 石又申(通)報候也

五三一五七一

勞秘第一五七四號

昭和五年五月二十一日

警視總監丸山鶴吉

3
 5.5.22
 1227

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 各廳府縣長 官 殿
大連道 京都府 大阪府 神奈川
 茨城縣 愛知縣 靜岡縣 福岡

田中友禪工場労働爭議ニ關スル件 (發生——解決)

- (一) 工場近時経営困難ナル所本月八日火災ヨリ工場ハ大半ヲ燒失シ營業不能ノ状態ニナリタルヲ以テ日給十四日分ヲ支給シ全賃解雇工場閉鎖ヲナス
- (二) 職工一部分ハ之ヲ承認セルモ大半ハ日給四十五日分ヲ要求シタルヲ交渉ノ結果日給三十五日分ニ妥協スルニトシ内滿解決セリ

標記工場ニ於テ本月十三日労働爭議發生セルカ其ノ状況次ノ如ク